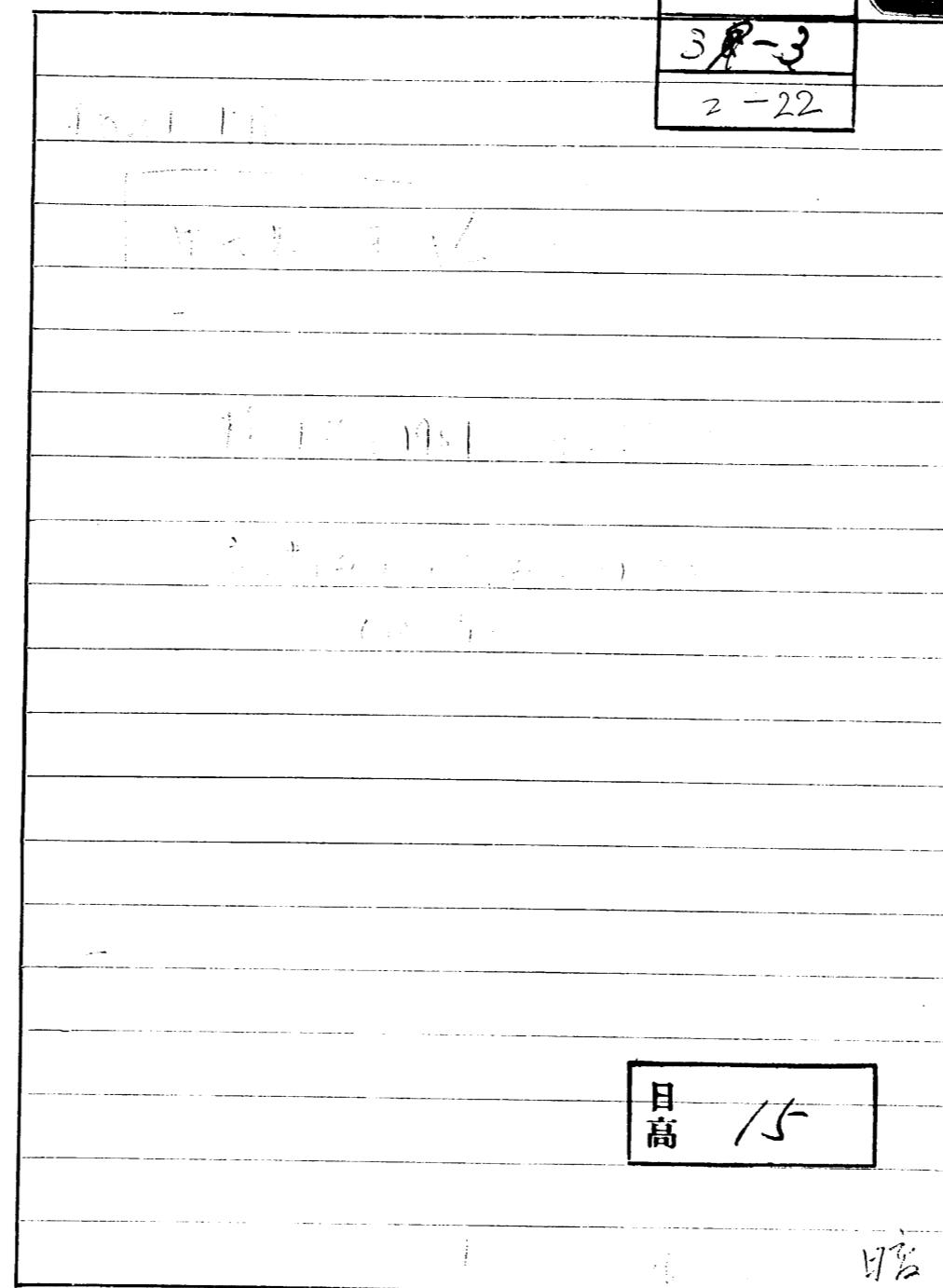


III  
47

3A-3  
2-22



國立教育研究所

III-47



## 中央教育審議会について（昭二大三二四）

### 設置の趣旨

教育刷新審議会は、創設以来わが國教育改革の根本的政策の樹立に多大の貢献をなし、今日一派その使命を終じたので、これらの教育改革の基礎の上に、民主的教育の完全を実現し、多く国民文化の向上をはかるために、文部省が通常的た諮問機關として、中央教育審議会を置く必要がある。

### 組織 編

中央教育審議会は、定員十五名の委員をもつて組織する。

### 三 委員の選任

中央教育審議会の選任は左の方針による。

1 主として、文部省の内外に設置されてゐる法定の審議会等から、各二名の選舉人を推薦し、この選舉人が全國の仲間の委員候補者を制限連記の方法で選出する。

選舉人を推薦すべき団体としては、さしあたつては、ア、教育刷新審議会

イ、大学教育審議会

ウ、日本学術会議

エ、社会教育審議会

等の法定の団体のほか、全国教育委員会委員連絡協議会、その他これと連絡する所を考慮しことができる。

2 委員候補者の選出にあたつては、教育・学術・文化の各分野から二〇の名をたは十八名、政治・社会・産業・経済の分野から二〇名をたは十二名を選出する。

3 文部大臣は、委員候補者のうち、教育・学術・文化の分野から

一〇名を任命する。政治・社会・文教・經濟の各部から五名ずつは六名を抽出して委員を任命する。

4 指定委員および次期委員の選任につきは、以上の三項の方法によること。

#### 四 委員の任期

中央教育審議会委員の任期は、二年とし、欠員が生じた場合は、欠委員の任期は前任者の機任期間とする。

#### 五 任期限

1 政治大臣は、左の掲げる事項について、その在本方針を決定する場合においては、あらかじめ中央教育審議会に付かり、その意見を聽かなければならない。

ア、学校教育に関する重要な事項

- 2 イ、社会教育および文化事業に関する重要な事項  
ウ、教育財政の大綱  
エ、國、公、私立大学に関する重要な事項  
オ、その他、教育・学術・文化に対する重要な事項  
中央教育審議会は、前項の事項に關し必要な調査又は検査を行ふ場合、文部大臣に建議することができる。

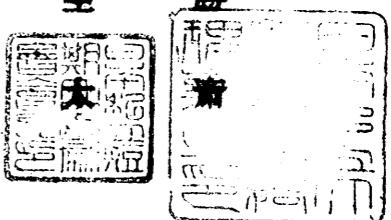
私大協第110号

昭和廿七年一月二十三日



文部大臣 天野寅輔殿

日本私立短期大学協会  
代表常務理事 河野勝生  
会長 松本生



意見書提出について

文部大臣は、折に詰問機関（中央教育審議会）を設置される意向であると傳えられるので、その在り方について本協会は調査の意見書を提出いたします。

つきましては何卒当協会の意図するところを参考せられて然るべく御教訓下さいますよう御願い申上げます。

文部大臣は、今新たに諮問機関（中央教育審議会）を設置し、該令諮問委員会の答申案等を基礎として講和後におけるわが國教育の諸制度について検討改善を行う計画であると傳えられておりますが、このことについて本協会は次の通りの見解を持つておりますので、特に考慮せられたく存じます。

一、諮問機関の設置に際しては、構成員の教育上または學術上における専門分野を充分に考慮して普遍的且、網羅的に構成することを望ましい。

文學、教育學系或は綜合大學等に偏ることなく、工、農、医師、薬學の教育を担当している経験的専門家をも漏れなく加えることが必要であり、また、單科大學短期大學並び女子教育の關係者を相当數加えることは特に適当であると考える。

二、諮問機関の構成員の選出に當つては、民主的方法を探ることが望ましい。

現在わが國には、教育一般の改善振興を主たる目的とする民主的教育團体があるので、それらの團体から公正に選出されたものについて任命することが目的達成上必要であると考える。

三、諮問機関の構成員は、國公立學校の關係者に偏ることなくわが國教育の重要な部分を担当している私立學校關係者を相当數加えることが望ましい。

私立學校においては、教育目的達成上學校の管理經營が國公立學校に比して特に重要であるから、その方面的經驗者をも加えることが必要であると考える。

